

羽幌シーバードフレンドリー認証制度について

羽幌町町民課

1. 羽幌町の環境を守る基本計画について

羽幌町では、平成18年3月に良好な環境を未来へ引継ぐための持続可能な循環型社会の構築などを基本理念とした環境基本条例を制定し、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「羽幌町の環境を守る基本計画」を策定した。

この環境基本計画は、平成28年3月をもって計画期間が終了したが、引続き継続的な取組みが欠かせないこと、また、新たな課題や国の政策の変化に対応する必要があることから1年間かけて見直しを行い、平成29年3月に第2次「羽幌町の環境を守る基本計画」を策定した。

「羽幌町の環境を守る基本計画」では、めざす環境の実現のため実際に取組もうとする事業として、8項目の重点プロジェクトを定めており、その一つに「シーバードフレンドリー認証制度の創設・運用」がある。

2. シーバードフレンドリー認証制度の概要

「自然環境の保全」と「地域産業の振興」の両立を目指し、環境にやさしい取り組みを行っている事業者を認証し、その事業者が製造、販売等を行っている商品、サービス等にシーバードフレンドリー認証マークを表示する。「海鳥に優しいシーバードフレンドリーの商品」としてPRし、付加価値をつけることで、「自然環境の保全」と「地域産業の振興」の両立を目指す取り組みである。



3. 認証の基準

認証する判断基準としては、下表の「4つの柱」のいずれか1つ以上に当てはまる取組みを認証している。定量的な根拠による効果の提示よりも、取組みが自然環境の保全につながるストーリーが組立てられていることを重視している。

シーバードフレンドリー認証制度の「4つの柱」	
1. 生態系の質を保全する取組み	事業生産効率を向上させながら、直接的に自然環境を保全するような事業及び事業者を推奨する。
2. 環境配慮のサプライチェーン構築の取組み	循環型・低負荷型のサプライチェーンを構築し、地域及び地球全体への環境配慮を行う事業者を推奨する。
3. 環境人材を育成する取組み	自然環境と社会の持続性の双方を理解し、具体的なはたらきかけや行動を通じて地域づくりを実践できる人材育成を行う事業者を推奨する。
4. 消費行動を変える取組み	廃棄物や温室効果ガスの排出削減につながる消費行動を提案しリードする事業や、販売手法などを工夫した環境配慮型商品の購入促進活動により、消費者の率先的な環境保全への参画を促すような事業者を推奨する。

4. シーバードフレンドリー認証団体の取組み

昨年の報告（令和2年1月）以降、1団体増加（認証4 ダイマル乳品株式会社）

認証1 北るもい漁業協同組合「海鳥に配慮した漁業の推進」

（公財）日本野鳥の会や国際的な自然保護団体が取組む刺し網漁による海鳥の混獲を回避する洋上実験への協力や、海と森のつながりを意識した植樹活動、海岸に漂着するプラスチックごみの清掃活動などを行っている。

認証2 上築有機米生産組合「減農薬による水田営農」

良質な農産物の供給と環境負荷の少ない農業目指し、農薬、化学肥料を通常の半分以下で栽培したお米「特別栽培米」の生産や、大学生や高校生の研究、環境学習の受け入れを積極的に行っている。

認証3 オロロン農業協同組合・ホクレン農業協同組合連合会留萌支所「特別栽培米の販売とCRMによる地域への再還元」

上築有機米生産組合が生産する特別栽培米を首都圏を中心に販売して特別栽培米の普及を進め、売り上げの一部を海鳥を育む生態系保全のために寄付するCRM（コース・リレーテッド・マーケティング）を実践している。

認証4 株式会社ダイマル乳品「生産者・地域と取組むCSVの実践」

周辺地域で廃棄されていた規格外農産物を有効活用したアイスクリームの製造や製造工程で割れてしまったモナカの皮を周辺農家の家畜のエサとして提供しているほか、工場内の徹底した節電、節水などの環境配慮を行っている。

5. サポーター認証制度を開始

シーバードフレンドリー認証制度をはじめとする SBF 推進協議会の活動を①周知活動、②寄付などによる経済的支援、③活動への人的・物的支援、などにより、継続して支援する個人および団体を認証する制度として開始された。現在 1 団体が申請予定。

6. 今後の取組み

- ・認証団体を増やすための P R 活動を強化
- ・認証の対象地域を羽幌地域から留萌管内へ広げる
- ・協議会の自立運営に向けた調査等